五、帰國旅費ハ前記回答書第七條ニ依リ支給致シマス

六、前記五ヶ條以外ノ事項ハ工場法規程ニ依リマス

七、凡テ支給金ハ各位本人ノ届出テテレタル印鑑携帯ノ上受取ルヘシ

（二）要求事項（三段ロール部線捧部及鋼板部職工提出）

一、帰國旅費金三拾圓

二、恩典

三、賞與例年ノ通リ

四、豫告手當一ヶ月分

但シ豫告手當ハ突然ノ場合ニ宜敷市願申上候

（三）懇願事項（鋼板部職工提出）

一、現在定時間二二人二分ノ本給ニ直スコト

二、残業一時間ニ對スル一貫五匁ノコト

三、昇給ハ年二回トスルコト

四、工場主ノ都合ニ依リ解雇ノ場合ハ二ヶ年未満者ニ對シテ五十日分支給スルコト

（但シ豫告手当リ含マス）

以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ二日分ヲ支給スルコト

五、老衰病気ノ爲メ退職スル者ニハ前項解雇手當ノ十分ノ八ヲ支給スルコト

六、本項規定ハ大正八年二月ヨリ實行ス

但シ支レヨリ以前ノ勤續手當ニ対シテハ工場主ノ査定ニ任スルコト

七、工場主ノ都合ニ依ル解雇者ニハ帰國旅費トシテ独身者ニハ金廿圓、妻帯者ニハ金三十圓ヲ支給スルコト

八、本要求提出ノ際ヨリ自發的ニ退職セサル限リハ工場主ニ於テハ向ニ六ヶ年間ハ解雇セサルコトヲ保證スルコト